

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和七年
第六六三号
十二月九日
(火曜日)

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年十二月九日

目 次

告 示

土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧

道路区域の変更

道路の供用開始（二件）

○告 示

大分県告示第四百五十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十二月九日

大分県知事 佐藤樹一郎

一 形質変更時要届出区域
別府市大字別府字野口原三千八十八番二十四の一部
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふつ素及びその化合物

大分県告示第四百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和七年十二月九日

大分県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

大分県告示第四百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備)	荻三期地区	令七・一二・九から 令七・一二・二九まで	竹田市役所

大分県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年十二月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

大分県知事 佐藤樹一郎

道路の種類 及び路線名	区間	区域変更	敷地の幅員	延長
内線 県道田野庄	由布市庄内町野畠字野台二一二二八番 一三地内	前	三四・一 三四・〇 メートル	一一・〇 メートル
由布市庄内町野畠字野台二一二二八番 一地内	後	三四・一 三四・〇 メートル	一一・〇 メートル	
	四一・六 四一・五			

その関係図面は、令和七年十二月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

大分県知事 佐藤樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道弓立上戸次線	大分市大字河原内字神ノ向三〇五〇番から大分市大字河原内字乙丸一八六二番まで	令七・一二・九

大分県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

大分県知事 佐藤樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
主要地方道別府挾間線	由布市挾間町挾間字城畠四八番二から由布市挾間町挾間字城畠四四番五まで	令七・一二・九